



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 6 号

今回のテーマ：無住所個人に関する個人所得税の政策について

2019 年 3 月 14 日に、無住所個人の個人所得税に関する 2 つの網羅的な法律施策が公布された。財政部・税務総局より、「中国国内に住所がない個人の居住期間判定基準の公告（財政部・税務総局公告 2019 年第 34 号）」と、「非居住者個人や住所のない居住者個人の個人所得税政策の公告（財政部・税務総局公告 2019 年第 35 号）」が公布されたのである。

主な内容

◆「居住期間判定」と「6 年ルール」

- 中国国内での滞在が 24 時間に満たない日について、中国国内の居住日数には計上しない事とし、従来の「出国日・入国日、それぞれを一日として滞在日数を計算する」という規定に比べ、納税者は大きな恩恵を被る。
- 「6 年ルール」のカウントは 2019 年度より開始され、2018 年度以前の滞在における累計居住期間は「白紙」となる。

◆ 給与所得に基づく個人所得税計算は、「先分後税」

「先分後税」では、計算式に基づいて当期給与と賃金の課税所得額が計算され、適用税率に従い中国の個人所得税部分を計算する。課税所得額の計算計算式は下表の通りである。

個人身元	国内累計居住期間	給与所得の課税所得範囲	当月の給与所得の計算計
非居住者個人 (非高級管理職)	90 日未満	国内勤務期間に、国内雇用主が支払・負担する給与所得	計算式一（注記）
	90 日以上 183 日未満	国内勤務期間の給与所得	計算式二（注記）
居住者個人 (非高級管理職)	183 日以上 6 年未満	全ての給与所得のうち、国外勤務期間に、国外機関・個人が支払う給与以外の部分	計算式三（注記）
	満 6 年	全ての給与所得	
非居住者個人 (高級管理職)	90 日未満	国外雇用主が支払・負担する給与所得	
	90 日以上 183 日未満	全ての給与所得のうち、国外勤務期間に、国内雇用主が支払う給与以外の部分	計算式三（注記）
居住者個人 (高級管理職)	183 日以上 6 年未満	全ての給与所得のうち、国外勤務期間に、国外機関・個人が支払う給与以外の部分	計算式三（注記）
	満 6 年	全ての給与所得	

*注：●高級管理職には、総経理、副総経理、各職能総監督、総監その他類似の会社管理職を含む。

●国内勤務期間に帰属する所得とは、中国国内からの給与所得を指し、国外勤務期間に帰属する所得とは、中国国外からの給与所得を指す。

●国内勤務期間は、個人の国内での勤務日数によって計算され、国内での実際の勤務日に加え、国内での勤務期間中に国内外で享受している公休、個人の休暇、研修受講日数を含む。

- 国外勤務日数は、公暦ベースでの当期の日数から現在の国内労働日数を差し引いて計算する。
- 国内外の往復が当日 24 時間未満の場合、国内勤務日数を半日として、計算する。

◆ 非居住者個人の数ヶ月分賞与とストックオプション所得の税額計算

35 号公告では、勤務期間に属する中国国内での勤務日数と勤務期間に属する公暦の日数の比率に従って国内所得額を確定する事と規定され、個人所得税は一定程度低減さる。計算計算式と要求は次の通りである。

給与種類	計算計算式	要求
数ヶ月分賞与	計算式 5 数ヶ月分賞与に係る当月納付税額 = [(数ヶ月分賞与総額/6)*適用税率 - 速算控除額]*6	一公暦年度内において、1 人の非居住者個人に対し、その計算方法を適用する事を一度だけ認める。
ストックオプション所得	計算式 6 ストックオプション所得に係る当月納付税額 = [(本公暦年度内におけるストックオプション所得合計額/6)*適用税率 - 速算控除額]*6 - 本公暦年度内における納付済税額	一公暦年度内におけるストックオプション所得を合算して計算すべきである。

◆ 租税条約待遇の適用

35 号公告において、無住所個人に適用する租税条約待遇の補足説明に係る条項には、給与所得に係る条項、独立した個人の役務または営業の利潤に係る条項、董事報酬に係る条項、特許権使用料または技術サービス費用に係る条項を含む。適用する際は、条約そのものの規定に注目する他、無住所個人と非居住者個人を区分する適用期間の要件に注意が必要である。

◆ 居住者個人と非居住者個人の身元判定及び調整

5 号公告において、無住所個人が、一納税年度における初回申告時に、契約書に定められている事項等に基づき、一納税年度の国内滞在日数及び租税協定で定めた期間の国内滞在日数を予測し、その予測状況に従い税額を計算・申告しなければならないとされている。こうして、無住所個人の身元状況の変化によって発生する可能性のある税務清算或は確定申告が最大限に減らされる事になる。

予測と実際の状況が合わない場合についても、35 号公告に対応策が定められている。下表をご参照ください。

事前判定		国内滞在 日数の実際の 状況	事後報告の要求	法律 責任
個人 身元	国内滞在 日数の予測			
非居 住者	条約無 < 90 日	90 日超	90 日経過後の当月終了後 15 日以内に主管税務機関へ報告し、関連税金を納付する。	延滞 税は 不要
		183 日超	確定申告は、翌年 6 月 30 日まで、または当年内の最後の出国までに処理を行う事を選択できる。	
	条約有 < 183 日	183 日超	183 日経過後の当月終了後 15 日以内に主管税務機関へ報告し、関連税金を納付する	
			確定申告は、翌年 6 月 30 日まで、または当年内の最後の出国までに処理を行う事を選択できる。	
居住 者	> 183 日	183 日未満	居住者個人の条件を満たさない日から、当年の終了後 15 日以内に主管税務機関へ報告し、非居住者個人として納税額を再計算する。	

この表の通り、所定期間に事後報告義務をきちんと果たせば、延滞税を支払う必要はない。予測が正確でなければ税務処罰を受けるという源泉徴収義務者の心配が無くなる。

◆ 無住所個人に係る国内雇用者による報告及び国外関連者が支給する給与所得に対する責任要求

35号公告に、無住所個人が国内で勤務し、国内から取得する給与所得について、国内雇用者と国外の機関や個人と関連があり、国内雇用者から支払うべき給与所得の一部又は全部が国外関連者から支払われる場合、無住所個人は自ら税金を申告する事も、国内雇用者に委託する事も可能である。。無住所個人が国内雇用者に納税を委託しなかった場合、国内雇用者は関連所得の支払当月終了後15日以内に主管税務機関へ関連情報を報告する。報告内容には、国内雇用者と国外関連者による無住所個人に対する仕事の手配、国外支払状況及び無住所個人の連絡方法等の情報を含むとされる。これは、中国で仕事をする無住所個人へ給与を直接支払わず、代わりに国外関連者から支払われる場合の国内雇用者の責任と義務、無住所個人から納税委託される場合とされない場合の国内雇用者の責任の違いを明確に規定した。

お見逃しなく

- 34号公告と35号公告の施行時期は2019年1月1日に遡ります。従来の規定に従って必要以上に納税した場合、法律によって税金還付を申請する事ができます。
- 実務上、特に注意が必要なことは、以下の通りです。
 - ・無住所個人の出入国記録情報の収集と保存
 - ・無住所個人の身元の確定
 - ・無住所個人の収入類型の区分
 - ・租税条約待遇と優遇政策の選択
 - ・所定期間における関連報告及び登録の完了

※注記

計算式一：

$$\text{当月給与収入額} = \text{当月国内外給与総額} \times \frac{\text{当月国内支払給与}}{\text{当月国内外給与総額}} \times \frac{\text{当月国内勤務日数に属する当月給与}}{\text{当月勤務日数に属する当月給与}}$$

計算式二：

$$\text{当月給与収入額} = \text{当月国内外給与総額} \times \frac{\text{当月国内勤務日数に属する当月給与}}{\text{当月勤務日数に属する当月給与}}$$

計算式三：

$$\text{当月給与収入額} = \text{当月国内外給与総額} \times \left(1 - \frac{\text{当月国外支払給与}}{\text{当月国内外給与総額}} \times \frac{\text{当月国外勤務日数に属する当月給与}}{\text{当月勤務日数に属する当月給与}} \right)$$

計算式四：

$$\text{当年度において住所のない居住者の個人所得税} = \left(\text{年度給与収入} - \text{控除費用} - \text{特別控除} - \text{特別附加控除} - \frac{\text{法で認められる}}{\text{その他控除額}} \right) \times \text{年度適用税率} - \text{速算控除額}$$

以上

© 2019 会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



www.grantthornton.cn

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。